

消食基第 153 号  
令和 8 年 3 月 26 日

食品安全委員会  
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗  
( 公 印 省 略 )

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統



# 除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004 系統 に係る食品健康影響評価について

## 1. 趣旨

- 品目：除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004 系統
- 遺伝子組換え食品に係る申請者（申請日）：  
Beijing DaBeiNong Biotechnology Co., Ltd.（令和8年3月11日）
- 食品健康影響評価の依頼に係る根拠規定：  
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等

## 2. 評価依頼品目の概要

- 既存品種：ダイズの商業品種Jack
- 導入遺伝子：  
改変 *cp4 epsps* 遺伝子 (*Rhizobium radiobacter* CP4株由来)、  
*pat* 遺伝子 (*Streptomyces viridochromogenes*由来)
- 遺伝子組換えの目的：  
除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性の付与  
（詳細について3. 付与される形質の概要に記載）
- 作出方法：  
微生物 (*Rhizobium radiobacter* CP4株、*Streptomyces viridochromogenes*)  
に由来する遺伝子を既存品種に導入することにより作出。

## 3. 付与される形質の概要

- 除草剤グリホサート耐性：  
グリホサートは、植物のシキミ酸経路に関与するEPSPSタンパク質と特異的に結合しその活性を阻害することで細胞死を引き起こす。導入遺伝子から発現する改変CP4 EPSPSタンパク質は、グリホサートに対する親和性が低く、グリホサートによる活性阻害を受けないため、グリホサートへの耐性を示す。
- 除草剤グルホシネート耐性：  
導入遺伝子から発現するPATタンパク質は、L-グルホシネートの遊離アミノ基をアセチル化し、無毒化することで、グルホシネートへの耐性を示す。

## 4. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来のダイズと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のダイズと変わらない。

## 5. 海外の状況

本品目は、中国、EU等において食品としての利用承認がされている。

## 6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。